

平成 28 年

第 4 回市議会定例会 議案第 50 号

損害賠償の額について

平成 28 年 10 月 7 日函館市戸倉町 34 番 6 号先路上で発生した交通事故による損害賠償の額を次のとおり定めたい。

平成 28 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

1, 103, 277 円

2 損害賠償の相手方

函館市に在住する 40 歳代の男性および 50 歳代の男性

(根拠規定)

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号